

区 分
新規・変更

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに大川市健康課へ提出してください。

2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず大川市健康課に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。